

家族介護支援業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を在宅で介護している家族等（以下「家族介護者」という。）を支援することにより、家族介護者の負担を軽減することを目的とする家族介護支援業務（以下「業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の目的および対象者)

第2条 業務は、家族介護者の悩みや不安を受け止め精神的支柱となるほか、介護技術や知識に係る助言および高齢者と家族介護者を取り巻く諸問題の解決に努めるとともに、家族介護者を支援するための仕組みを構築することにより、家族介護者の負担軽減を図ることを目的とし、もって、介護を受ける高齢者の尊厳の保持と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 業務の主な対象者は、高齢者を在宅で介護している家族等とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(事業の実施)

第4条 市は、家族介護者を支援するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 電話、電子メール、FAX、窓口および訪問による相談
- (2) 介護技術等の指導・助言
- (3) 家族介護者の精神的負担の軽減
- (4) 福祉サービスの利用調整
- (5) 各種情報の提供
- (6) 広報・周知活動
- (7) 家族介護者を支援するための仕組みづくり
- (8) その他家族介護者を支援するための事業

(関係機関との連携)

第5条 市は、円滑かつ効果的な業務の実施を図るため、函館市地域包括支援センターとの情報共有および協働等、緊密な連携に努めるものとする。

2 市は、地域と共に家族介護者を支援する体制の整備を図るため、地域住民組織および関係機関との連携に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。